

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機
（322））

2. 日時：令和2年5月11日 13時30分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官※、江崎企画調査官※、義崎管理官補佐、千明主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、服部主任安全審査官※、角谷安全審査官※、照井安全審査官、日南川技術参与※

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他16名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、第43条重大事故等対処設備、重大事故等対策における共通事項等について、5月7日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

- 土石流が発生した場合の対策（変更後）の説明に関して、第3又は第4保管エリアにある可搬型設備の配置を見直すことについて、変更前後で具体的な設備を明確にした上で、他の手順等への影響を説明すること。
- 第4保管エリア（変更後）の埋戻土範囲に施行するコンクリート置換部（通行幅）の考え方を説明すること。
- 土石流が発生した場合の対策（変更後）の説明に関して、新たに追加した手順について明確にした上で、想定時間及び所要時間との関係、タイムチャートとの整合を説明すること。
- 第1保管エリア入口部に埋戻土の範囲が重複しているが、補強対策をしない理由及び可搬型設備の通行に支障がないことを説明すること。
- 220kV第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔及び第2-66kV開閉所屋外鉄構について、敷地状況を踏まえて基準地震動 S_s に対しアクセスルートに到達しないことを説明すること。
- 鉄塔の耐震評価方針について、敷地内の鉄塔を網羅的に示した上で、それぞれの鉄塔の評価の流れ、方法が分かるように整理して説明すること。
- 用語を定義した「アクセスルート」と基準適合状況に示す「アクセスルート」との対応関係を説明すること。
- 自然現象として想定した事象の地滑りについて、土石流との関係が分か

るよう説明すること。

- アクセスルート直下地盤の液状化による不等沈下のうち、すりつく工夫がなされている地山と埋戻土の境界部について、その箇所的位置、地層境界の傾斜、地質、地下水位の条件及び判定基準（スクリーニングアウトした条件）を説明すること。
- 液状化に伴う地下埋設物の浮き上がりについて、浮き上がり量の評価で準拠する設計指針、浮き上がり量に対する段差緩和対策の実現性を評価する設計方法を説明すること。また、先行実績のように浮き上がり防止対策を講じない理由を説明すること。
- 新規基準への適合状況における、可搬型設備の2セットのうち1セットを高台に保管する方針について、高台の定義を明確にした上で、1セットが高台に保管されていることが分かるように説明すること。
- 第二輪谷トンネル出入口Aの周辺斜面について、安定性評価結果を説明すること。
- 屋外のアクセスルートが複数あることが分かるよう図により説明すること。
- 2号炉鉄イオン溶解タンクから漏えいした場合の対応について説明すること。
- 各建物の外装材の被害想定及び保管場所とアクセスルートへの影響評価について、影響無しとする根拠、設工認段階において耐震評価を要する外装材の有無を詳細に説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし